

議案第 5 号

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山都町一般職
の職員の給与に関する条例の一部改正について

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山都町一般職の職員の給
与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 1 1 日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

職員の結核性疾患に係る休暇等の特例規定を廃止するため、山都町職員の
勤務時間、休暇等に関する条例及び山都町一般職の職員の給与に関する条例
の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年山都町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「（結核性疾患にかかり長期の休養を要すると認められる場合にあつては、1年以内の期間）」を削る。

(山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 山都町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第23条第6項」を「第23条第5項」に改める。

第23条第3項中「職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。」を削り、「前2項以外の」を「前項以外の」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「又は第3項」を削り、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第20条第6項」を「第23条第5項」に改め、同項を同条第6項とする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(公益法人等への山都町職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への山都町職員の派遣等に関する条例（平成17年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年条例第36号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(病気休暇)</p> <p>第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。この場合において、その期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 私傷病により療養を必要と認める場合 必要と認められる連続する90日以内の期間(結核性疾患にかかり長期の休養を要すると認められる場合にあつては、1年以内の期間)</p>	<p>(病気休暇)</p> <p>第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。この場合において、その期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 私傷病により療養を必要と認める場合 必要と認められる連続する90日以内の期間_____</p>

山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第23条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第23条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>

2～6 (略)

(休職者の給与)

第23条 (略)

- 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第18条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第18条の2及び第18条の3の規定を準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは、「第20条第6項」と読み替えるものとする。

2～6 (略)

(休職者の給与)

第23条 (略)

- 2 _____

- 2 職員が前項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 第2項_____に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第18条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
- 6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第18条の2及び第18条の3の規定を準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは、「第23条第5項」と読み替えるものとする。

公益的法人等への山都町職員の派遣等に関する条例(平成17年条例第29号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(採用された職員に関する一般職給与条例等の特例)</p> <p>第13条 法第10条第1項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び技能労務職員である職員を除く。次条において同じ。)に関する一般職給与条例第20条第1項の規定の適用については、特定法人において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</p>	<p>(採用された職員に関する一般職給与条例等の特例)</p> <p>第13条 法第10条第1項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び技能労務職員である職員を除く。次条において同じ。)に関する一般職給与条例第23条第1項の規定の適用については、特定法人において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</p>

職員の結核性疾患に係る休暇等の特例規定の廃止に伴う 関係条例等の整備について

1 改正の概要

結核性疾患については、罹患率の低下、治療法の確立により、他の疾病と異なる取扱いをする必要がないことから国に準じて特例規定を廃止する。

【参考】平成 19 年 3 月 結核予防法の廃止
平成 22 年 12 月 国が、職員の結核に対する特例措置を見直し

2 結核性疾患に係る本町の特例規定の内容

	項目	一般の疾病	結核性疾患	規定箇所
①	病気休暇の期間	必要と認められる連続する 90 日以内の期間	1 年以内の期間	勤務時間条例 第 3 条第 2 号
②	休職中、給与を減額して支給される期間	休職の期間が満 1 年に達するまで	休職の期間が満 2 年に達するまで	給料条例 第 23 条第 2 項
③	復職時調整における休職期間等換算期間	休職期間の 1/3 以下	休職期間の 1/2 以下	昇給、昇格等規則 第 41 条

3 結核性疾患に係る特例規定の廃止に伴い改正が必要となる例規等

- ① 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（H17 条例 36）
- ② 山都町一般職の職員の給与に関する条例（H17 条例 43）
- ③ 山都町一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（H17 年規則 25）

4 3-② 給与条例の改正に伴い、条例引用箇所の改正が必要な例規等

- ① 公益法人等への山都町職員の派遣等に関する条例（H17 条例 29）
- ② 山都町一般職の職員の給料等の支給に関する規則（H17 規則 24）
- ③ 山都町職員の管理職手当に関する規則（H17 規則 26）
- ④ 山都町職員の初任給調整手当に関する規則（H18 規則 19）

5 今回の改正に伴う整理条例等

- ① 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（3-①、②、4-①の整理条例）
- ② 山都町一般職の職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（3-③、4-②、③、④の整理規則）